

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年5月30日

金 曜 日

第5381号

目次

目 次	
規 則	
○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則	1
公安委員会規則	
○富山県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○指定公金事務取扱者の指定	15
公 告	
○県営土地改良事業の工事の完了	
○公文書の開示の実施状況	16
○保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況	17

規則

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

富山県知事 新 田 人 朗

富山県規則第40号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第16条第5項、第17条及び第18条第1項中「の長」の次に「、指定発達支援医療機関の長」を加える。

第19条中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

第20条中「同条第10項又は第11項」を「同条第19項又は第20項」に改める。

第27条の6第1項中「の長」の次に「、指定発達支援医療機関の長」を、「第31条第2項若しくは第3項」の次に「又は第31条の2第1項若しくは第2項」を、

「いる児童」及び「当該児童」の次に「又は延長者」を加え、同条第2項中「の長」の次に「、指定発達支援医療機関の長」を加える。

様式第30号の4中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第20条関係）

第 号			
年 月 日			
殿			
児童相談所長 印			
一時保護（一時保護委託）通知書			
児童福祉法第33条の規定により、下記の児童（保護延長者）を一時保護（の一時保護を委託）したので通知します。			
記			
氏名	男 女 年 月 日生 （ 歳）		
住所			
一時保護	場所	名称	
		所在地	
	保護開始年月日		
	開始の理由		

備考

- 児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童相談所長の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています（児童福祉法第33条）。
 - 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の同意がある場合
 - 当該児童に親権者等がない場合
 - 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合
- 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項第1号

若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。

- 3 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これを採用することができることとされています（児童福祉法第33条の2）。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第51号の3中

「 下記の者は、在所（委託）期間を延長する必要があると認められるので、児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定により延長の措置（委託）を願います。 」
を

「 下記の者は、在所（委託）期間を延長する必要があると認められるので、児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定により延長の措置（委託）を願います。
第31条の2第1項（第2項） 」
に、「児童の氏名」を「児童（延長者）の氏名」に改める。

様式第51号の4中

「 児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定による措置の延長について、次のとおり決定したから通知します。 」
を

「 児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定による措置の延長について、次
第31条の2第1項（第2項）
のとおり決定したから通知します。 」
に、「児童の氏名」を「児童（延長者）の氏名」に改め、同様式教示2中「ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

様式第51号の5中

「 児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定による措置の延長について、次のとおり決定したから通知します。 」
を

「 児童福祉法第31条第2項（第3項）の規定による措置の延長について、次
第31条の2第1項（第2項）
のとおり決定したから通知します。 」
に、「児童の氏名」を「児童（延長者）の氏名」に改め、同様式教示2中「ただし、この処分」の次に「（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条、第20条及び様式第38号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(こども家庭室)

富山県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第5号

富山県道路交通法施行細則及び放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

(富山県道路交通法施行細則の一部改正)

- 第1条 富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第20号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

- 第2条 放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年富山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条、第 7 条関係）

診 断 書

住所
氏名

上記の者は、

1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨

2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断いたします。

年 月 日

病院所在地
病 院 名
医 師

㊞

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 2 条関係）

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれかにも該当しないことを誓約します。

一 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けられなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは同法第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日
(主たる事業所の所在地)
(名 称)
(代 表 者 の 氏 名)

⑨

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第5条関係）

(表)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 60%;">※ 受 理 年 月 日</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※ 受 理 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 終了証明書交付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>※ 終 了 証 明 書 番 号</td> <td></td> </tr> </table>		※ 受 理 年 月 日	年 月 日	※ 受 理 番 号		※ 終了証明書交付年月日	年 月 日	※ 終 了 証 明 書 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日								
※ 受 理 番 号									
※ 終了証明書交付年月日	年 月 日								
※ 終 了 証 明 書 番 号									
駐車監視員資格者講習受講申込書 年 月 日 富山県公安委員会 殿									
申 込 者	本 籍								
	住 所	都道府県							
	(ふりがな)								
	氏 名	電 話 ()	—	(自宅・携帯)					
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女					
	勤務先その他連絡先	電 話 () —							
	受講希望年 月 日								
(申請者の氏名) ㊞									
実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※ 修了考查の結果	合・否					
	(終了考查)								
	※ 受 講 場 所								
	※ 受 講 番 号								
記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。									

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を終了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けられなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条もしくは同法第12条の6の規定による命令または同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第7条関係）

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは同法第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日
住 所
氏 名

㊞

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第257号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務
取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17
号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市町村 195番地 4
株式会社ママスキー
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
富山県子育て支援ポイント制度事業業務における子育て支援ポイント支払事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 7 年 4 月 1 日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
東石黒北部 1 期地区	農地整備事業（経営体育成型）	令和 6 年 11 月 8 日
石黒東部地区	農地整備事業（経営体育成型）	令和 6 年 12 月 4 日
庄川左岸地区	国営附帯県営農地防災事業	令和 7 年 3 月 31 日

公文書の開示の実施状況

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第38条の規定により、令和 6 年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公文書の開示請求、決定等の状況

開示請求 の件数	左の決定等の件数						※ その他
	開示	部分開示	非開示	不存在	条例規定によるもの	存否応答拒否	
4, 872件	2, 626件	1, 589件	611件	546件	58件	7件	46件

※印の欄の内訳 取下げ46件

2 公文書の開示請求の実施機関（部局別）内訳

実施機関		件数	実施機関		件数
	知 事 政 策 局	112件	企 業 局		59件
	危 機 管 理 局	41件	議 会		31件
	地 方 創 生 局	41件	教 育 委 員 会		426件
	交 通 政 策 局	38件	公 安 委 員 会		33件

知 事	経 営 管 理 部	189件	警 察 本 部 長	207件
	生 活 環 境 文 化 部	132件	選 挙 管 理 委 員 会	62件
	厚 生 部	2,146件	監 査 委 員	30件
	商 工 労 働 部	68件	人 事 委 員 会	53件
	農 林 水 産 部	739件	労 働 委 員 会	32件
	土 木 部	294件	収 用 委 員 会	24件
	出 納 局	31件	富山海区漁業調整委員会	26件
	小計	3,831件	内水面漁場管理委員会	28件
			県 立 大 学	30件
			合 計	4,872件

3 審査請求の状況

- (1) 審査請求の件数 6 件
- (2) 審査請求の処理件数 2 件

保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況

富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）第10条の規定により、令和6年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年5月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保有個人情報の開示請求、決定等の状況

(単位：件)

区分 実施機関	保有個人情報の開示請求							試験等の結果の提供
	請求 件数	決定等の状況						請求件数
		開示	部分 開示	非開示	不存在	存否 不 明 等	その他	

知事	知事政策局	1	1	0	0	0	0	0	0
	危機管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方創生局	1	1	0	0	0	0	0	0
	交通政策局	0	0	0	0	0	0	0	0
	経営管理部	5	5	0	0	0	0	0	26
	生活環境文化部	2	1	0	1	1	0	0	16
	厚生部	13	3	6	4	2	2	0	31
	商工労働部	1	1	0	0	0	0	0	57
	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	3
	土木部	0	0	0	0	0	0	0	0
	出納局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	23	12	6	5	3	2	0	133
企業局		0	0	0	0	0	0	0	0
議会		0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		8	0	3	3	3	0	2	3,048
公安委員会		3	0	2	1	1	0	0	0
警察本部長		67	1	55	11	9	2	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0	0	159
労働委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
富山海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
県立大学		0	0	0	0	0	0	0	253
合計		101	13	66	20	16	4	2	3,593

2 保有個人情報の訂正請求、決定等の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求、決定等の状況

該当なし

4 審査請求の状況

(1) 審査請求の件数 3件

(2) 審査請求の処理件数 0件